

高畠町地域クラブ活動検討委員会
報告書



令和7年3月
高畠町教育委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 部活動地域展開の背景と課題	
(1) 部活動地域展開に向けた、国・県の動きについて	2
(2) 学校部活動の位置づけ（学習指導要領 等）について	
(3) 教職員の働き方改革について	
(4) 本町の部活動の現状について	3
(5) 地域展開を進めるにあたっての課題について	
3. 検討委員会に係わるこれまでの取組み	5
4. 高畠町地域クラブ活動の実施に向けて	
(1) 高畠町地域クラブ活動の体制イメージについて	7
(2) 組織とそれぞれの役割について	
(3) 高畠町地域クラブ活動の詳細（規約）について	8
(4) 令和7年度の実施スケジュールについて	11
5. 今後に向けての提言	12

1 はじめに

学校部活動は、学校において計画する教育課程外の活動であるものの、顧問教師と、興味・関心を持つ同好の生徒で組織し、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じて技能の向上や記録に挑戦する中で、活動の楽しさや喜びを味わう自主的・自発的な活動です。活動を通じて、生涯にわたってスポーツや文化芸術に親しむ能力・態度の育成、共通の目標に向かって努力する過程を通して顧問と生徒、生徒同士の信頼関係を深め、学校全体の活性化や技能の向上、発展に重要な役割を果たしてきました。

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、中学校の休日部活動を段階的に地域連携・地域移行を進めると示され、令和5年度から令和7年度までの3年間で国が改革推進期間と位置付けました。これを受け、山形県では、「令和8年度より休日の部活動を、原則、行わない」旨の方向性を示し、本町では、令和5年度より地域クラブ活動検討委員会を立ち上げ、中学生の休日におけるスポーツ・文化芸術活動の環境づくりのため検討を進めてまいりました。これまで学校部活動の果たしてきた役割の大きさや、教師の働き方改革、受け皿となる団体の在り方、活動場所の連携・調整、指導者の確保など、多岐にわたる課題がある中、まずは生徒のスポーツ・文化芸術活動を保障する体制を整えることが大切であると考え検討を進めてまいりました。

これまで学校が長年担ってきた部活動を、休日に地域のクラブとして展開していく仕組みづくりを行うことは容易ではありません。本委員会では、「地域で支える持続可能な（スポーツ・文化）活動を、次の世代に繋いでいく」ことを理念に、高畠町の子ども達が多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむために、保護者、地域、スポーツ・文化芸術団体、学校、教育委員会が一つになって、持続可能な仕組みづくりを行うことが必要だと考えます。

そこで、これまで検討してきたことを踏まえ、今後の部活動地域展開の在り方を報告書としてまとめました。

令和8年度の、休日における学校部活動の地域クラブ活動への地域展開を目指し、令和7年度の新人チームから原則すべての部活動において、地域クラブが開始されるよう進めてまいります。子ども達が地域クラブ活動で活発に活動することは、子ども、保護者、指導者、地域の人の関わりが増え、地域活性化にも繋がると考えます。町民のみなさまのご理解ご協力をお願いいたします。

2 部活動地域展開の背景と課題

(1) 部活動地域展開に向けた、国・県の動きについて

平成30年3月に文部科学省が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したことから、中央教育審議会や国会において、学校の働き方改革などの観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取り組みとすることが指摘されてきた。令和2年9月には、文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」により、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることが示された。令和4年6月及び8月には、これらの具体的な方策についてスポーツ庁及び文化庁に設置された検討会議から各提言が示され、同年12月には運動部及び文化部それぞれのガイドラインが統合され、全面的に改定されている。そして、令和5年3月に、県は「山形県における部活動のガイドライン」を策定し、令和8年度より部活動は平日のみとし、休日は原則行わないとの方針とともに、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことが示された。

(2) 学校部活動の位置づけ（学習指導要領 等）について

中学校部活動は、「中学校学習指導要領」において、教育課程外の活動でありながら、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら実施するものと位置づけられている。

また、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育の目指す資質・能力の育成に資するとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることができる活動ともされている。

しかし、全国的に少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、本町においても、人数不足により学校単位でチームを組むことができない種目が出始めている。

(3) 教職員の働き方改革について

学校部活動は、これまで学校において計画する教育課程外の活動であるものの、休日の活動を含めて、部活動顧問である教員による献身的な勤務によって支えられてきた経緯があり、中学校における教員の長時間勤務の一因ともなっている。

県教育委員会の調査によると、県内市町村立中学校においては、近年学校で進められている教職員の働き方改革によって、時間外在校等時間が、過労死ラインとされる「月80時間」を超える教員の割合は減少傾向ではある。しかし、労働基準法における残業時間の上限である「月45時間、年間360時間」を超える教職員の割合は依然として高い状況となっている。

また、学校の状況によっては、教員の希望や専門性の有無などに関わらず、部活動顧問を担う必要が生じるなど、特に指導経験がない教員にとっては大きな負担となっているケースがある。さらに、平日の放課後や休日の活動においては、活動時間の多くが、教員の勤務時間外に行われている状況にあり、その在り方の見直しが求められている。

(3) 本町の学校部活動の現状について

①生徒数・部活動数・部員数の推移

令和6年度、高畠中学校には610名の生徒が在籍しており、17種目の運動部活動と4種目の文化部活動に549名が加入し、加入率は90%となっている。令和5年度より任意加入に移行し、この年は98%の加入率であり、加入率は一定数まで下がることが予想される。今後、少子化の影響で学校の小規模化が進むことで、学校部活動においては、部員不足、専門的な指導力を有した教職員の減少により、これまでのような体制で学校部活動を継続していくことが困難となっていくことも予想される。

②休部・廃部、合同チームについて

休部・廃部については、令和7年度より、中学校体育連盟主催大会（総合体育大会、新人大会）へ2大会連続で部員不足により参加できなかった場合、次年度の部員募集を停止すると方向性を示している。また、東置賜管内中学校との合同チームについては、中学校体育連盟が示す要件での活動とし、その実績については、令和5・6年度において2つの部活動において実施した。

(4) 地域展開を進めるにあたっての課題について

学校部活動の地域展開に向けて、課題は山積している。本検討委員会での協議も踏まえ、以下の通り整理する。

①地域クラブ活動を統括する組織の必要性

今後、地域クラブ活動を進めていくにあたり、町内の地域クラブ活動を統括する組織の設置が必要である。統括組織が、活動場所の振り分けや指導者の確保補助、研修実施等を行い、指導の質を確保する必要がある。

②指導者の確保と指導者資格について

町内には、スポーツ少年団があるものの、民間のスポーツクラブやプロスポーツチーム、大学等がないため、指導者の確保が難しい環境にあり、指導者の確保に困難を抱える種目がある。また、指導者の質を担保するため、資格についての検討が必要となる。

③「平日」と「休日」の活動等のすみ分け

休日の学校部活動の地域展開を進めるため、「平日は学校部活動」、「休日は地域クラブ活動」という状況生まれる。休日と平日の指導に隔たりが生まれないよう、平日と休日の指導方針等の擦り合わせが必要となる。また、保険の適用や活動条件等において、適正なすみ分けを図る必要がある。さらには、学校部活動と地域クラブの保護者会をどのように運営していくのかについても考えていかなければならない。

④運動系と文化芸術系の学校部活動が抱える課題の違い

運動系の学校部活動と吹奏楽部等を含む文化芸術系の学校部活動では、様々な点において抱える課題が異なる。今後の地域展開に向けて、双方の課題を丁寧に取り上げ、協議をする必要がある。

⑤学校施設・設備の使用にあたっての条件整理

休日の地域クラブ活動については、中学校の施設・設備（社会解放エリア）を使用することが想定され、一定の条件やルールを定める必要がある。また、学校の状況によっては、施設・設備の修繕等整備が必要となる場合もある。さらに、スクールバスの使用も想定されるため、使用規定についても見直しが必要となる。

⑥従前の大会・コンクール等の在り方

大会やコンクール等の在り方が、学校部活動の地域クラブへの展開に大きく影響してくる。学校部活動が平日に限る活動となった場合、大会やコンクール等に向けた準備が不十分となることが想定される。今後、中学校体育連盟や各コンクールの主催団体等の動向を注視する必要がある。

⑦地域展開に向けた取組に関する広報・周知

学校部活動や地域クラブ活動の今後について、児童生徒や保護者、地域住民に向けた広報・周知が重要となる。適切な情報発信により、理解を得ながら進めていく必要がある。

⑧児童生徒・保護者・教職員の実態把握

児童生徒や保護者、教職員等の思いを反映させた地域クラブ活動とする必要がある。実態や考えを明らかにするためにアンケート調査を実施する必要がある。

⑨受益者負担額の設定と、経済的に困窮する家庭への支援

地域クラブ活動については、原則、受益者負担となり、その額をどのように設定するかが大きな課題となる。また、経済的に困窮する家庭に対しての支援策を検討する必要がある。

3 検討委員会に係わるこれまでの取り組み

《令和5年度》

(1) 検討委員会

○第1回〔令和5年 5月〕

会議内容：①委員依嘱 ②国・県の方針、検討委員会の説明 ③アンケートの検討

○第2回〔令和5年12月〕

会議内容：①視察の報告 ②3つのモデル《案》の説明

③モデルについての協議

※3つのモデル：《案①》すべての種目に部活動指導員を配置

《案②》スポーツ少年団＋クラブへ移行

《案③》高島町地域クラブ〔たかはたモデル（仮）〕

※ワークショップ：《案③》について、指導者、保護者、活動場所、トラブル対応、発信・周知に関することでグループワーク

○第3回〔令和6年 2月〕

会議内容：①第2回のまとめ報告 ②地域クラブの役割について説明

③地域クラブの役割等について検討

(2) 意識調査アンケート

調査期間：10月10日（火）～22日（日）

対 象：児童生徒（中1・2、小5・6）、保護者（中1・2、小4～6）、小中教職員

回 答 率：66.05%〔対象者数 1,932名 回答者数 1,276名〕

(3) 視察研修

期日と場所：10月26日（木）岐阜県白川町 一般社団法人スポーツリンク白川

27日（金）愛知県大口町

(4) 研修会

期 日：1月28日（日）10時～12時

講 師：一般社団法人スポーツリンク白川 クラブマネージャー 渡辺 靖代 氏

演 題：「どうなるの？私たちの部活動」

参 加 者：約80名

《令和6年度》

(5) 検討委員会

○第4回〔令和6年 5月〕

会議内容：①今年度の計画について ②モデル事業について
③地域クラブ規約等について検討

○第5回〔令和6年11月〕

会議内容：①経過報告（モデル事業を含む）
②令和8年度実施に向けての課題について検討

○第6回〔令和7年 1月〕

会議内容：①第2回の報告 ②モデル事業・指導者講習会の報告
③地域クラブ規約等について協議 ④地域クラブ名称の提案と承認

(6) モデル事業（開始時期：10月）

○種目詳細

NO.	種目	生 徒				指導者
		1年生	2年生	3年生	合計	
1	剣道	9名	3名	4名	16名	5名
2	柔道	8名	5名	4名	17名	5名
3	ソフトボール	5名	5名	5名	15名	1名

※「剣道」：教員の兼職兼業1名。高畠中剣道部顧問

(7) 指導者講習会

○指導者講習会Ⅰ『ベップトーク』

日 時：11/30（土）10時～11時半

場 所：中央公民館 大会議室

講 師：一般社団法人日本ベップトーク普及協会 認定講師 小野 弘志 氏

演 題：『やる気を引き出す魔法のコトバ』

参 加 者：25名

○指導者講習会Ⅱ『リズムトレーニング』

日 時：1/26（日）9時～11時半

場 所：高畠町町営体育館 アリーナ

講 師：一般社団法人スポーツトレーニング協会 STAR認定IR 升 実 氏

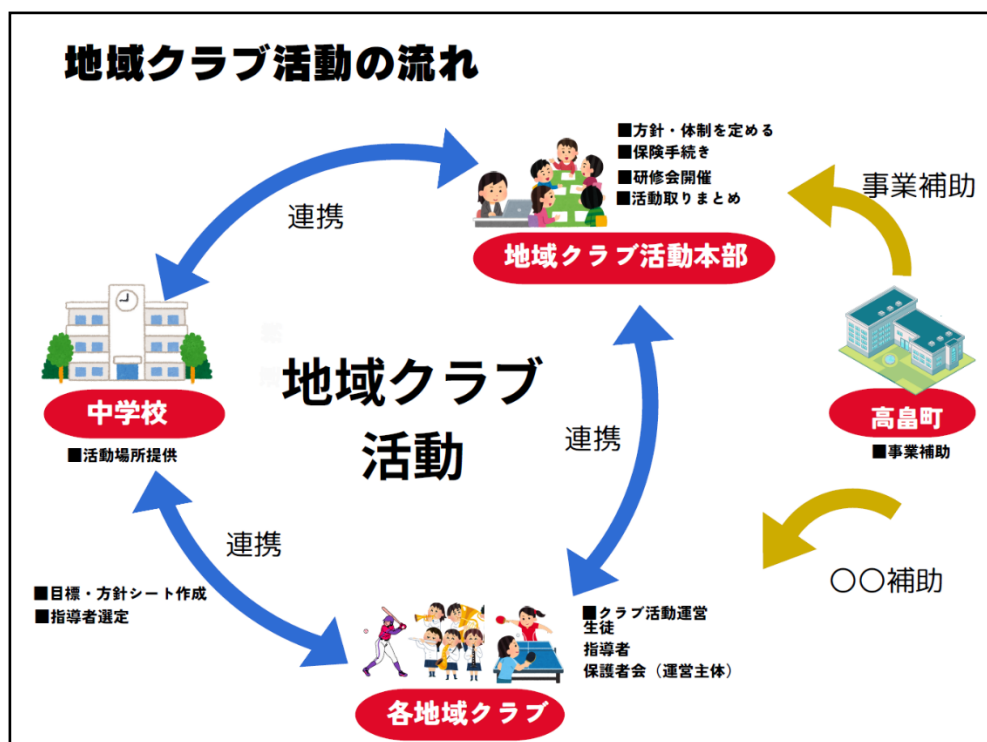
参 加 者：29名（生徒26名、指導者3名）

4 高畠町地域クラブ活動の実施に向けて

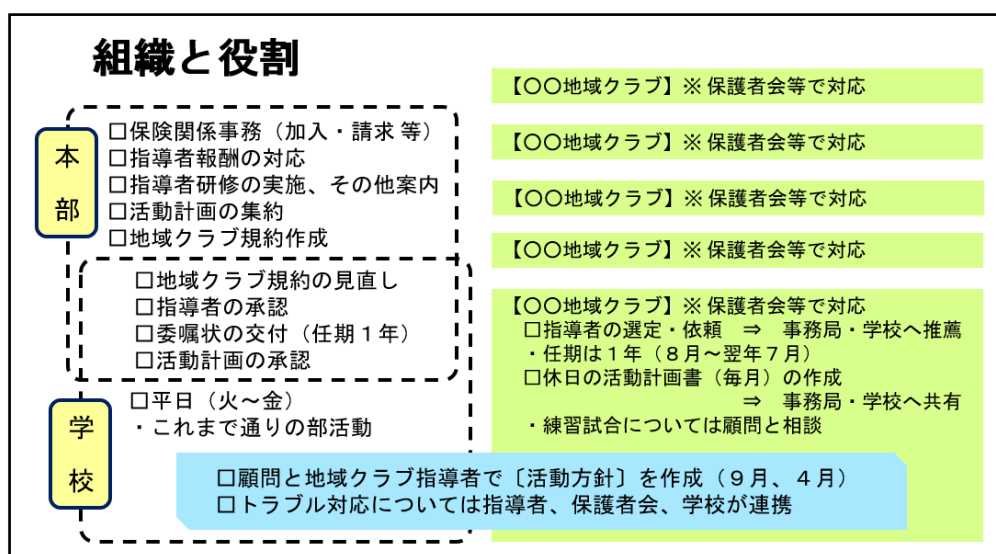
(1) 高畠町地域クラブ活動の体制イメージについて

「はじめに」でも述べたように、学校部活動を取り巻く環境が大きく変化してきている中、学校部活動を地域クラブ活動へ展開することは、現在の子ども達や教職員が抱える課題を解決するだけでなく、地域全体のスポーツ・文化芸術活動の振興につながるものであると考える。

休日の学校部活動を地域展開するにあたって、本町の強みである“町に一つの中学校”を生かし、現在の学校部活動にある種目について、保護者会が運営する地域クラブと地域クラブ活動本部と学校が連携し、町が支援を行う体制で地域展開を推進するものとする。



(2) 組織とそれぞれの役割について



(3) 高畠町地域クラブ活動の詳細（規約）について

地域クラブ活動の位置づけや目的、地域クラブ内の組織や活動等の詳細については、「高畠町地域クラブ活動規約」としてまとめた。今後、本規約の改定については、規約で定める代表者会において協議するものとする。

高畠町地域クラブ活動規約

第 1 章 規約制定の趣旨

第 1 条 本規約は、高畠中学校生徒の持続可能なスポーツ・文化活動の実現に向けて、高畠町地域クラブ活動の運営について必要な事項を定めるものとする。

なお、ここでいう高畠町地域クラブ活動とは、高畠中学校部活動にある種目と、原則同種目であり、かつ中学校生徒を対象としたスポーツ・文化活動のことをいう。

（以下、高畠中学校部活動を「部活動」といい、高畠町地域クラブを「地域クラブ」、高畠町地域クラブ活動を「クラブ活動」という。）

第 2 章 総 則

（位置づけ）

第 2 条 地域クラブとは、高畠中学校で実施されている部活動と、原則同種目の活動で保護者が運営する活動とする。また、すべての地域クラブを統括する高畠町地域クラブ活動本部を、教育総務課及び社会教育課内に置く。また、本部を団体、事業者等に置くことができる。

（以下、高畠町地域クラブ活動本部を「クラブ本部」という。）

第 3 条 地域クラブへの加入は、高畠中学校生徒のうち、本人及び保護者が希望するものとする。

「学習指導要領」、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和 4 年 12 月スポーツ町・文化省）」による。

（目的）

第 4 条 地域クラブは、部活動に代わる活動であることを踏まえ、部活動の目的に準じて行うこととし、勝利至上主義的な指導になったり、過度な練習時間となったりしないよう適切に活動することとする。

第 3 章 地域クラブの参加申込及び取消

第 5 条 各クラブは、その代表が 1 年ごとに別に定める「地域クラブ活動申請書（様式 1）」をクラブ本部に提出し、クラブ本部と校長に承認された場合に実施できることとする。

第 6 条 生徒の参加申し込みは、別に定める「地域クラブ参加申込書（様式 2）」をクラブ本部に提出することで完了する。なお、申込書は各クラブで集約し、クラブ本部に提出する。提出された申込書はクラブ本部で管理するとともに、地域クラブ加入生徒名簿を作成し、学校及び各地域クラブで共有する。

第 7 条 地域クラブの加入期間は 1 年間（4 月～翌年 3 月）を原則とし、毎年度手続きを実施することとする。

第 8 条 年度途中に地域クラブの加入申し込みを取り消す場合については、随時、別に定める「地域クラブ参加申込取り消し届（様式 3）」をクラブ本部に提出することとする。

第 4 章 組 織

(生徒)

第 9 条 地域クラブへの所属は、原則高畠中学校の生徒とする。各クラブにおいて生徒代表 1 名を選出し、選出の方法はクラブごとに決定する。なお、部活動の生徒代表（部長）が該当クラブの生徒代表を兼任することが望ましいが、クラブの実情を考慮し適切に選出する。

(保護者)

第 10 条 各クラブにおいて、活動に参加する生徒の保護者はクラブの運営、管理に責任を持つこととする。

第 11 条 各クラブの運営については、活動に参加する生徒の保護者からなる保護者会を組織し、年 1 回以上の会合を開いて運営方針等について協議し、決定することとする。

第 12 条 第 11 条に定める会合において、該当地域クラブの保護者会代表 1 名を選出する。なお、部活動の保護者会の代表が該当クラブ代表を兼任することが望ましいが、各クラブの実情を考慮し適切に選出する。

第 13 条 各保護者会において、練習の中止や怪我等の対応など、必ず連絡を取り合うことができるように、連絡手段を確立する。

第 14 条 各クラブの活動において、事前に欠席を把握している生徒については、活動時に監督する保護者または指導者へ周知する。参加予定の生徒が参加していない場合は、各クラブ責任の下、不参加生徒の家庭へ連絡・確認・対応する。

(クラブ本部)

第 15 条 クラブ本部は、地域クラブ全体を管理し、以下のことを行う。

- ①地域クラブ登録、個人登録に係わる事務
- ②指導者に係る事務（承認、報酬の支払い、指導者バンクの管理）
- ③スポーツ保険に係わる事務（生徒・指導者の加入手続き、怪我等があった場合の手続き）
- ④各クラブの活動に係わる事務（活動計画の集約と管理）
- ⑤研修等に係わる事務
- ⑥その他、地域クラブの活動に係わる事務

(代表者会)

第 16 条 代表者会は、クラブ本部、各クラブ代表者、学校代表者で組織し、年 1 回以上の総会を開いて運営に係わることを協議する。

第 5 章 指 導 者

第 17 条 保護者会で推薦した指導者でクラブ本部と校長が承認したものが指導にあたる。（各クラブは「地域クラブ指導者の推薦書（別記様式 1）」をクラブ本部に提出し、クラブ本部と校長が承認した後、「委嘱状」を交付する。）また、各クラブの指導者として部活動顧問のまま指導することを禁止する。ただし、地域クラブの指導を希望する教職員が、クラブの指導者として指導に当たることを妨げない（兼職兼業）。

第18条 指導者は、日本スポーツ協会（JSPO）の指導者資格を持つことが望ましい。ただし、県が主催する指導者研修会や町の指導者講習会を受講することで、前述の資格に代えることができる。

第19条 各クラブの指導者の謝金は、年額 30,000 円とする。ただし、代表者会で協議し変更することができる。

第 6 章 活 動

第20条 各クラブの活動及び運営の責任者は所属する生徒の保護者とし、保護者または指導者の監督下で活動する。もし、不可能な場合は、クラブの活動は行わない。なお、不測の事態を想定し、複数で監督することが望ましい。

第21条 部活動顧問・クラブ指導者・保護者会とで指導方針や指導方法等の共通理解を図るために、「活動方針計画書（別記様式2）」を作成する。話し合いは、9月と翌年度の4月の2回とする。

第22条 各クラブの活動時間及び場所については、各クラブで「地域クラブ活動月別計画表（別記様式3）」を作成し、それに基づいて活動することとする。その活動計画表の作成にあたっては、部活動顧問と連携し、部活動とクラブ活動の区別を明確にしておく。また、作成した計画表は、1ヵ月前までにクラブ本部に提出する。

第23条 各クラブで中学校の運動場、体育館、柔剣道場等を使用する場合は、他クラブとの重なりを避けるため、クラブ本部が作成する「活動割り当て表」に従うこととする。

第24条 学校休業日における学校施設の利用は、施設利用マニュアルに準じて利用する。

第25条 各競技団体への登録、公式戦等の引率及び申込について、保護者対応が可能な場合は、保護者で行うことも可とするが、部活動顧問と連携をとって進めることとする。

第26条 中体連主催の大会（6月、9月）については、原則、部活動として参加する。また、その上位大会についても、前述に準ずる。

第27条 各クラブで練習及び練習試合等を計画する場合は、事前に部活動顧問に共有（含：月別計画）する。それを基に、部活動同様、月別の体育館使用割振をクラブ本部が行う。特に、部活動とクラブの区別を明確にする。

第28条 道具等については、部活動と共有して利用できる。

第 7 章 事故及び障害の対応

第29条 地域クラブの活動における事故や障害等については、クラブ加入者（指導者を含む）が、別途スポーツ傷害保険に加入することとする。

第30条 事故や障害が発生した場合は、監督する保護者及び指導者は受傷者への対応を優先するとともに、早急に当該生徒の保護者へ連絡する。なお、病院等を受診した場合は、保護者会代表はクラブ本部に、クラブ本部は学校にその旨の連絡を入れる。スポーツ保険の対応は、クラブ本部が行う。

第 8 章 活動費（予算）

第 3 1 条 活動費（予算）については、各クラブにおいて、適切に設定し保護者会において徴収することとする。なお、徴収の金額及び方法については、各保護者会で決定する。

第 3 2 条 各クラブの予算は、部活動の予算と明確に区別し、各クラブで定める複数の役員が管理するとともに、会計事務に直接携わらない役員が必ず会計監査を行う。

第 9 章 その他

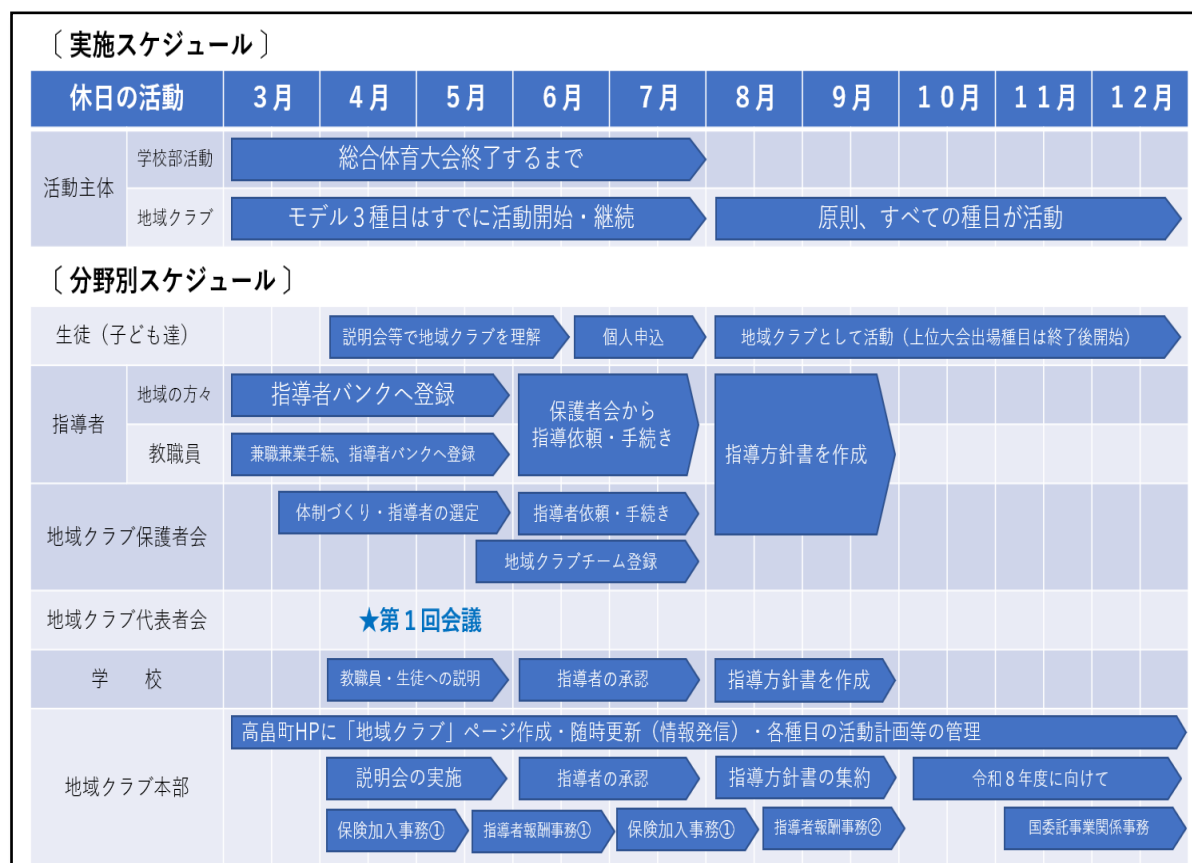
第 3 3 条 本規約の改正は、代表者会の協議において改正するものとする。

（附則）

本規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（４）令和 8 年度に向けた実施スケジュール

休日の学校部活動の地域クラブ活動へ移行する時期として、令和 7 年 8～9 月を想定している。以下は、以降に実施に向けたスケジュールと、分野別の行程作業の見通しを示す。



5 今後にむけての提言

以上、2年間に渡る6回の検討等について報告します。

令和7年度の新チームでの活動を開始する8月より、休日は原則地域クラブで活動することになります。令和8年度以降の活動については、今後、地域クラブとして活動する中で見えてくる課題とともに、本検討委員会によってあきらかにした課題の中で規約に反映することができなかった以下の事項については、代表者会の中で、子ども達にとってよりよいスポーツ・文化芸術活動となるよう協議を行っていただきたい。

高畠町地域クラブ活動検討委員会《覚書》

1 規約《第1条》

- ・今後、部活動には無い種目等についても検討していく（登録を認めていく）。検討は、代表者会で行う。

2 規約《第2条》

- ・本部を団体、事業者等（スポーツ協会等）に置くことになった場合でも、教育委員会との連携を図るものとする。

3 規約《第19条》

- ・指導者の謝金は、代表者会で適正額を検討していく。その場合、受益者負担も含め検討する。

4 規約《第29条》

- ・保険料の負担先については、受益者負担（例えば、登録時に登録料を徴収する 等）とすることを、代表者会で検討していく。

5 令和8年度以降、平日の活動については、代表者会で検討する。以下は当初案。

第〇〇条 平日（火～金）において、部活動が終わった後や部活動がないときに、地域クラブで活動する場合は、活動開始時間を17：00とし、最終下校時間を19：00とする。保護者の管理のもと、安全に帰宅できるようにする。また、週の活動日数は2日以内とする。

6 吹奏楽部の活動について

- ・中学校の2階多目的教室を使用することを教育委員会と学校とで検討する。楽器置き場は図書室前の倉庫。
- ・「まほら」の利用、高畠高校との連携、小学校との連携についても教育委員会で検討する。

7 スクールバスについて

- ・地域クラブ活動での利用を、スクールバス利用規則に盛り込む。

中学校部活動を取り巻く環境は厳しさを増し、存続が難しいとまで言われています。

T-S.P.E.Cでは、子どもたちが安心して続けられる、

持続可能なスポーツ文化活動（SUSTAINABLE ACTIVITIES）を

次の世代に繋いでいくこと（PASS TO THE NEXT GENERATION）が重要だと考えます。

また、子ども、保護者、指導者、地域の人が主体的に関わり言葉を交わすことで、

対象となる世代や、時代に合った柔軟な活動を目指します。関わる全ての人が主役になれる、

みんなの居場所（EVERYONE'S COMMUNITY）になってほしい。

T-S.P.E.C という名前には、そんな思いが込められています。